

平成23年第11回辰野町議会定例会会議録(1日目)

1. 招集告示年月日 平成22年11月24日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 平成23年12月2日 午前10時
4. 議員総数 14名
5. 出席議員数 13名
 - 1番 永原良子
 - 2番 岩田清
 - 3番 根橋俊夫
 - 4番 堀内武男
 - 5番 中谷道文
 - 6番 熊谷久司
 - 7番 船木善司(欠席)
 - 8番 篠平良平
 - 9番 成瀬恵津子
 - 10番 中村守夫
 - 11番 宮下敏夫
 - 12番 三堀善業
 - 13番 宇治徳庚
 - 14番 矢ヶ崎紀男
6. 会議事項
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 議案第1号 辰野町有線放送施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例 について
 - 日程第4 議案第2号 辰野町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
 - 日程第5 議案第3号 辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 について
 - 日程第6 議案第4号 平成23年度辰野町一般会計補正予算(第9号)
 - 日程第7 議案第5号 平成23年度辰野町上水道事業会計補正予算(第2号)
 - 日程第8 議案第6号 平成23年度辰野町簡易水道特別会計補正予算(第1号)
 - 日程第9 議案第7号 平成23年度辰野町小野簡易水道特別会計補正予算(第1号)
 - 日程第10 議案第8号 平成23年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第2号)
 - 日程第11 議案第9号 平成23年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算(第1号)

- 日程第12 議案第10号 平成23年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算
(第1号)
- 日程第13 議案第11号 平成23年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算
(第2号)
- 日程第14 議案第12号 平成23年度町立辰野総合病院事業会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第13号 平成23年度辰野町介護老人保健施設特別会計補正予算
(第2号)
- 日程第16 議案第14号 平成23年度辰野町有線放送特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第15号 平成23年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第16号 辰野町公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第17号 平成23年度防災行政無線王城山中継局改修工事請負契約に
ついて
- 日程第20 議案第18号 平成23年度平成23年9月19日～21日発生台風15号豪雨災害
復旧事業羽場下井地区工事請負契約について
- 日程第21 議案第19号 辰野町道路線の変更について
- 日程第22 地方自治法第180条の規定による報告事項
報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第23 請願・陳情について

7. 地方自治法第121条により出席した者

町長	矢ヶ崎 克彦	副町長	林 龍太郎
教育長	古村 仁士	代表監査委員	小野 眞一
総務課長	小沢 辰一	まちづくり政策課長	一ノ瀬 元広
住民税務課長	松井 夕起子	保健福祉課長	野沢 秀秋
産業振興課長	中村 良治	建設水道課長	漆戸 芳樹
水処理センター所長	一ノ瀬 保弘	会計管理者	林 康彦
教育次長	向山 光	病院事務長	荻原 憲夫
消防署長	赤羽 守		
両小野国保診療所		社会福祉協議会	
事務長	宮原 修二	事務局長	百瀬 辰夫

8. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長 飯 澤 誠

議会事務局庶務係長 赤 羽 裕 治

9. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 2 番 岩 田 清

議席 第 3 番 根 橋 俊 夫

10. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議 長

定足数に達しておりますので、これより平成23年第11回辰野町議会定例会を開会します。ここで船木善司議員、宮原正尚福寿苑事務長が病気のため欠席届が出ておりますので報告します。直ちに本日の会議を開きます。ここで議長の諸般の報告を行います。文書報告とし、お手元に配付してありますので、のちほどご覧いただきたいと思っております。続いて議事に入ります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。第11回定例会招集にあたり、町長より挨拶を受けます。

○町 長

おはようございます。本日ここに第11回辰野町議会12月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては師走を迎え何かとご多忙の中、ご出席を賜りまして感謝を申し上げます。本年は寒さの厳しい年明けに始まり、3月には世界を震撼させる東日本大震災・長野県北部地震・福島原子力発電所の事故等が発生し、過去に遭遇したことの無い災害に見舞われ、自然の力の偉大さを痛感したところでございます。春には統一地方選挙が執行され、当選を果たされました議員各位におかれましては今後とも地方分権時代の方向に向け、住民福祉の増進にご尽力をお願いする次第でございます。世界にありましてはギリシャ国債の信用不安の発端を契機に欧州の金融危機はイタリアまでも波及し、ヨーロッパ圏のユーロ圏での金融不安に記録的な円高が続く中、輸出に依存する日本経済への大きな影響を及ぼすものと思われております。これらの国の構造改革による財政再建策が早急に講じられることを望むところでございます。また、アジア地域における環太平洋経済連携協定、いわゆるTPPへの交渉参加につきましては、政治の場での調整が大詰めの段階を

むかえています。自由貿易で製造業の競争力低下を防ぐ一方、農業・医療などの日本の制度を守ろうとする意見も強いわけでありまして参加の是非については各分野への影響や対策についてシミュレーションを行い、国民を巻き込んだ論議がなされることを強く望むところでございます。国政にありましては震災から8箇月を過ぎ、復興事業を中心とする第3次大型補正予算が成立し、復興庁設置法案も審議入りし、復興事業が本格的に動き出すこととなりました。地域社会の復興・再生に向け、被災地域主導の措置が講ぜられることを期待するものでもございます。次に、新聞紙上でご案内のとおりオリンパス株式会社の損失の先送りが発覚した件についてであります。株式市場では株価が16年ぶりの安値となり、当町の工場の中核をなす事業所であり憂慮しているところではありますが、長野オリンパス株式会社、林社長さんのお話でありますと医療機器部門の内視鏡事業等、生産・出荷量は順調に推移し、来春3月迄には伊那工場の全ての部門、人員が辰野工場へ移転される計画で、既に5割弱ぐらいがシフトされている昨今でございます。信頼回復の正念場だと思っておりますが、早い時期の収束をお願いしたいものでございます。

さて、今年度事業の進捗状況を申し上げますと、まちづくり事業に関しましては第五次総合計画にリンクした、簡素で効率的な活力あるまちづくりに向けて第五次行財政改革大綱の策定を進めておりまして、来年3月の策定に向け素案を「行財政改革推進委員会」に諮問をいたし検討をお願いしているところでございます。また、買い物弱者といわれる皆さんからも要望の強い、地域公共交通対策に関しましては地域公共交通確保事業補助金を得まして、「辰野町地域公共交通会議」にて協議・調整をいただき、来春を目途に新たな辰野町の公共交通体系の方向付けをしてまいりたいと考えております。次に、病院の移転新築事業であります但建築本体工事も順調に進捗し、年末迄には2階部分までコンクリートの打設が終わり、出来高は約5割ぐらいとなる予定でございます。また、周辺の町有地の開発につきましても、土地開発公社が中心となり利活用に向け整備を進めてまいります。教育関係であります但、本年度計画した南小学校並びに東小学校の耐震化・大規模改修工事も順調に進み、本年度末には小中学校の教室棟の耐震化が全て終了することとなります。各学校体育館の耐震診断を今年度実施しておりますが、計画的に整備してまいりたいと考えております。次に、観光事業であります但荒神山公園も11月18日には「冬のホタルのイルミネーション」と称し灯りがともされました。今年は企業8社から

も出展をいただき、幻想的な光の演出をしていただいておりますが23日は「ファイナル花火」、元旦には「辰年」を迎えての花火の打ち上げも計画されており、大勢の方に足を運んでいただき新たな気持ちで新年を迎えていただきたいと思います。

いよいよ24年度の予算編成の時期を迎えておりまして、個人町民税を中心に減収が予想され、法人税にありましても円高等による企業減収が必至の中で、国は枠組みを超えて震災復興・復旧を最優先に財源を傾注する動向もあり交付金も厳しい状況にあるわけであります。このような状況ではありますに限られた財源を効果的に配分し、住民要望に添った予算編成に取り組んでまいりたいと思います。議員各位の一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

さて、今定例議会に提案する議案は「辰野町有線放送施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例案」など条例関係3件、「辰野町一般会計補正予算」など各特別会計補正予算12件、「公の施設の指定管理者の指定」、「工事請負契約について」2件、「町道路線の変更」など合わせて19議案でございます。提案時それぞれご説明申し上げますので、慎重審議をいただき原案可決くださいますようお願いし、定例議会招集にあたってのご挨拶といたします。

○議 長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により議席2番、岩田清議員、議席3番、根橋俊夫議員を指名します。日程第2、会期の決定の件を議題といたします。議会運営委員長より委員会における協議結果の報告を求めます。議会運営委員長、岩田清議員。

○議会運営委員長（岩田）

皆さん、おはようございます。去る、11月24日議会運営委員会を開催し、平成23年第11回辰野町議会12月定例会の会期日程、並びに審議案件について協議をいたしましたので、その結果についてご報告申し上げます。11月24日、辰野町告示第68号によって辰野町長より12月定例会を、12月2日に招集する旨の告示をされたことを受け、委員全員、正副議長同席のもと12月定例会の会期日程、並びに審議案件など、議事運営について慎重に協議を行い全委員一致して決定いたしました。会期日程（案）並びに協議内容の詳細につきましては、議会事務局長より朗読いたさせますので、全議員のご賛同をいただきますようお願い申し上げ、議会運営委員長の報

告といたします。

○議 長

続いて、事務局長から会期日程（案）を朗読いたさせます。

○議会事務局長

（会期日程 朗読）

○議 長

お諮りいたします。本定例会の会期並びに議事運営については、議会運営委員長の報告のとおり、決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日から12月16日までの15日間と決定いたしました。日程第3、議案第1号辰野町有線放送施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第1号辰野町有線放送施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、提案理由を説明申し上げます。有線放送電話を地域情報告知システムに更新することに伴い、関係条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものでございます。1条では辰野町有線放送施設の設置及び管理に関する条例の一部改正、2条では辰野町有線放送特別会計条例の一部改正、3条では辰野町有線放送基金条例の一部改正、また併せて附則において町営住宅管理条例等の一部改正をお願いするものであります。最初に第1条辰野町有線放送施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について説明申し上げます。まず題名を辰野町地域情報告知システム等の設置及び管理に関する条例に改正。続いて1条から18条にわたりまして辰野町有線放送施設を辰野町地域情報告知システム及び辰野町有線テレビジョンに改正するなど、有線放送施設関係の字句を地域情報告知システムに係る字句に改正。併せて不必要な条文等は削除するものでございます。また11条12条では加入金、使用料、4万円、1500円をそれぞれ1万円、500円とする改正であります。次に別表（第11条関係）でありますが広告、お知らせ放送を広告、連絡等の区分に改め、営利目的は500円、非営利目的は300円とする改正であります。次

に第2条辰野町有線放送特別会計条例でございますが、題名を辰野町地域情報告知システム特別会計条例に改正するとともに1条中、こちらの有線放送関係の字句を地域情報告知システム関係の字句に改正するものでございます。続いて辰野町有線放送基金条例でございますが、題名を辰野町地域情報告知システム基金条例に改正するとともに1条及び4条において、こちらにも有線放送関係の字句を地域情報告知システム関係の字句に改正するものでございます。次に附則でございますが、施行期日は平成24年1月1日からです。ただし、第2条及び第3条の地域情報告知システム特別会計条例、及び基金条例につきましては平成24年4月1日施行となります。また辰野町営住宅管理条例、及び辰野町地域優良賃貸住宅管理条例の一部改正であります。有線放送から地域情報告知システムに切り替わるため入居者の公募の方法を辰野町有線放送から辰野町地域情報告知システム及び辰野町有線テレビジョンに改正するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(質疑 な し)

○議 長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第1号については会議規則第37条の規定により総務産業常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第1号については総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第4、議案第2号辰野町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第2号辰野町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。町営見宗寺団地の用途廃止に伴いまして条例の一部を改正するものでございます。見宗寺団地につきましては現在、今回用途廃止をされる見宗団地の概

要でございますが、昭和54年度に建設され老朽化が激しく平成21年7月に退居後、空き家となり本年度除却を行い売却を行う計画であります。敷地面積は313.01平米、建物は1棟。管理戸数は2戸です。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第2号辰野町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第2号は原案のとおり可決されました。日程第5、議案第3号辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○辰野消防署長

議案第3号辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。第9条の2第1項第2号中、障がい者自立支援するための法律の一部の施行に伴い、障がい者支援施設についての第5条12項を同条13項に、生活介護についての同条第6項を同条7項に改めるものでございます。以上、提案理由をご説明いたしました。ご審議の上、原案を可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第3号辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第3号は原案のとおり可決されました。日程第6、議案第4号平成23年度辰野町一般会計補正予算(第9号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町長

それでは議案第4号を提案するにあたりまして提案理由を申し上げます。今回の補正予算は人事院勧告に伴う給与改定の実施、太陽光発電システム設置補助金、小野第二介護予防センター建設工事が主なものであります。その補正総額は29万9,000円の減額であり、予算総額は80億6,363万2,000円となりました。その概要を申し上げますと、歳入につきましては地方特例交付金、負担金、国庫支出金、県補助金、諸収入、町債の増額、分担金、県委託金、繰越金の減額、繰入金の減額補正であります。歳出につきましては議会費をはじめとする人事院勧告による給与費の調整であります。次に議会費は防寒服の購入、総務費では弁護士報酬、民生費では桜町介護予防センター、小野第二介護予防センター建設工事の工事請負費、衛生費では太陽光発電システム設置補助金の補正であります。農林水産業費では新規狩猟免許取得者補助金、商工費では排泥ポンプの使用料、土木費では道路新設改良費の測量設計委託料、教育費では図書館1階トイレ改修工事、バスケットコートライン等改修工事の工事請負費の増額補正、災害復旧費では羽場下井堰町単復旧工事の減額補正であります。以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが、必要に応じて担当課長より説明いたさせますのでご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。なお、第10回臨時議会での給与関係の質問に関し、総務課長から補足説明いたさせます。以上であります。

○総務課長

去る11月28日開催の臨時会におけます、辰野町一般職員の給与に関する条例、附則第12項によりましての職員数のご質問について報告をさせていただきたいと思っております。平成24年4月1日付けにて昇級抑制分の1号を回復する職員数についてでございますが、正確な人数を申し上げますと対象職員は行政職で222人の内、189人。年額にしまして302万3,328円。医療職におきましては101名中、91名、年額で136万800円でありますので報告をさせていただきます。なお予算的には来年度予

算に反映をさせていただきますので、ご了承ください。以上でございます。

○議長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第7、議案第5号平成23年度辰野町上水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○水処理センター所長

それでは議案第5号平成23年度辰野町上水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由を説明申し上げます。1ページをご覧ください。収益的収入及び支出を補正するもので収入は第1款水道事業収益を36万1,000円減額し、3億1,158万9,000円としました。内訳は事業収益で36万1,000円を減額し、3億640万6,000円としました。支出は第1款水道事業費用で36万1,000円減額し、3億1,158万9,000円としました。内訳は営業費用で36万1,000円減額し、2億6,203万9,000円としました。4ページの実施計画明細書（補正第2号）をご覧ください。収入で営業収益の内、その他営業収益で水道資材売却代を36万1,000円減額しました。5ページをご覧ください。支出では原水及び浄水費で給料ほかを6万5,000円、配水及び給水費で7万9,000円。総係費で21万7,000円それぞれ減額しました。これらは給与改定に伴う減額です。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第5号平成23年度辰野町上水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第5号は、原案のとおり可決されました。日程第8、議案第6号平成23年度辰野町簡易水道特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○水処理センター所長

それでは議案第6号平成23年度辰野町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について提案理由を説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,106万円とするものです。6ページをご覧ください。歳入は門前簡易水道収入で水道使用料を10万円減額し、繰越金を10万円追加しました。7ページをご覧ください。上野簡易水道収入で水道使用料を10万円減額し、繰越金を10万円追加しました。8ページをご覧ください。中之橋簡易水道収入で水道使用料を4万円減額し、繰越金を4万円追加しました。9ページをご覧ください。相の沢簡易水道収入で繰越金を4万円減額しました。これらは繰越金の確定によるものです。10ページをご覧ください。歳出は相の沢簡易水道費の内、総務管理費の修繕料を4万円減額しました。これは不用減額です。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第6号平成23年度辰野町簡易水道特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第6号は原案のとおり可決されました。日程第9、議案第7号平成23年度辰野町小野簡易水道特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○水処理センター所長

議案第7号平成23年度辰野町小野簡易水道特別会計補正予算（第1号）について提案理由を説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5,534万8,000円とするものです。6ページをご覧ください。歳入は基金繰入金を11万5,000円減額

しました。7ページをご覧ください。歳出は総務費の内、総務管理費の職員手当等を6万5,000円、共済費を5万円それぞれ減額するもので給与改定に伴う減額です。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第7号平成23年度辰野町小野簡易水道特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第7号は、原案のとおり可決されました。日程第10、議案第8号平成23年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○水処理センター所長

議案第8号平成23年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第2号)について提案理由を説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算を歳入歳出それぞれ247万9,000円追加し、歳入歳出予算の総額を8億7,672万2,000円とするものです。6ページをご覧ください。歳入では基金繰入金を896万2,000円減額しました。7ページをご覧ください。繰越金で前年度繰越金を1,144万1,000円増額しました。8ページをご覧ください。歳出の主なものについて説明します。公共下水道総務費、水処理センター管理費、公共下水道事業費の職員手当等は給与改定等に伴うものです。公共下水道事業費の工事請負費を200万円追加しました。これは国道153号羽場交差点改良に伴う公共マスの移転補償工事です。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第8号平成23年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第8号は、原案のとおり可決されました。日程第11、議案第9号平成23年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○水処理センター所長

議案第9号平成23年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算(第1号)について提案理由を説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億3,245万5,000円とするものです。6ページをご覧ください。歳入は基金繰入金を265万9,000円減額しました。7ページをご覧ください。繰越金では前年度繰越金を265万1,000円追加しました。8ページをご覧ください。歳出は水処理センター管理費の職員手当等を8,000円減額しました。給与改定に伴う減額です。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第9号平成23年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第9号は、原案のとおり可決されました。日程

第12、議案第10号平成23年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○水処理センター所長

議案第10号平成23年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）について提案理由を説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,091万2,000円とするものです。6ページをご覧ください。歳入では基金繰入金を8万1,000円減額しました。7ページをご覧ください。歳出では給与改定に伴い、農業集落排水総務費で給料ほかを8万1,000円減額しました。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第10号平成23年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第10号は、原案のとおり可決されました。日程第13、議案第11号平成23年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第11号平成23年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,998万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億4,091万4,000円とするものでございます。6ページ歳入からご覧ください。療養給付費等交付金3,294万9,000円の増額でございます。退職被保険者等に関わる医療費が増額となったことや、前々年度の対象基準額の調整により交付額が増額と

なったものでございます。7ページをご覧ください。基金繰入金1,038万6,000円の増額でございます。保険給付費の増額により基金を取り崩すものでございます。8ページをご覧ください。前年度繰越金3,665万2,000円の増額でございます。9ページをご覧ください。保険給付費、療養諸費、退職被保険者等療養給付費でございますが療養費の伸びにより3,000万円の増額でございます。高額療養費、一般被保険者高額療養費1,000万円、退職被保険者等高額療養費400万円それぞれ増額でございます。こちらにつきましても一般退職ともに高額療養費の伸びによるものでございます。10ページをご覧ください。諸支出金、国庫支出金償還金3,598万7,000円の増額でございます。前年度の療養給付費等負担金及び特定健康診査負担金の確定によりまして国庫への返還金でございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第14、議案第12号平成23年度町立辰野総合病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○辰野病院事務長

議案第12号平成23年度町立辰野総合病院事業会計補正予算（第1号）について提案説明申し上げます。1ページをお開きください。第2条は（4）重要な建設改良事業の補正であります。第3条、予算第3条に定めました収益的収入及び支出の予定額を収入で250万円の増額、支出で1,549万6,000円を減額補正するものであります。第4条、予算第4条本文括弧書中（不足する額4,907万円）を（不足する額5,644万9,000円）に改め、資本的収支の予定額を支出において次のとおり補正するものであります。建設改良費737万9,000円を増額補正するものです。第5条、予算第5条に定めました債務負担行為を次のとおり補正します。医療機器整備事業を新たに加え具体的にはMRIの購入でありますが発注から半年ぐらいの期間が要するものであり、今年度中に入札を実施したいものであります。建設改良事業費は限度額を27億2,000万円に変更するものであります。これはオペ室の医療備品に入っていたものを工事費に組み替えるための限度額の補正であります。第6条、予算第8条に定めました議会の議決を経なければ流用することができない経費を次のとおり改めるものであります。第7条、予算10条に定めました重要な資産の取得は

超音波画像診断装置を新たに追加するものであります。以下、実施計画明細書にて説明申し上げます。6ページをお開きください。収益的収入及び支出、その他医業収益、公衆衛生活動収益であります。400万の増額補正であります。3月までの見込みであります。当初予算に対しての増額見込みであります。訪問リハビリテーション収入であります。当初予算1,800万を見込みましたが、1,600万円台の見込みという予定であり、200万円を減額するものであります。なお22年度決算は1,170万円の金額でありました。7ページをご覧ください。3月までの過不足見込みであります。給与費につきましては人勧による給与改定を含む補正であります。その内05の事務員給、事務員手当につきましては8月1日から医療ソーシャルワーカーを1名臨時職員から正職員にしたための増額であります。8ページであります。材料費、薬品費、診療材料費は患者増によるものであります。経費であります。光熱水費、燃料費は単価の上昇による補正であります。委託料170万の補正であります。この中には栄養科業務の業務委託も含まれており職員が病気療養になったため1名相当分の追加業務委託の補正であります。減価償却費、器械備品減価償却費であります。これは22年度末に医事会計システムを更新しましたので、その分の減価償却費であります。9ページをご覧ください。資本的支出であります。医療備品は、動的視野計、超音波画像診断装置と入札の減を含めての増額補正であります。器械備品は訪問リハビリの請求業務システムの変更更新であります。03の車輛につきましては入札による不用減額であります。建設工事費委託費は中間検査による委託料の補正であります。10ページから16ページにつきましては、給与費の明細であります。17ページをご覧ください。17ページにつきましては債務負担行為に関する調査を掲載いたしました。戻りまして2ページをちょっと落としましたので、申し訳ありませんがご覧いただきたいと思っております。第7条であります。予算第10条に定めました重要な資産の取得を超音波画像診断装置を追加したものであります。以上、提案説明申し上げます。原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第15、議案第13号平成23年度辰野町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

福寿苑事務長欠席のため、代わって説明を申し上げます。平成23年度辰野町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。歳入歳出の増減額はございません。4ページをお開きください。人件費の補正が主でございます。産休者の対応のための臨時職員の賃金を盛らせていただきました。そして昇格昇任が出るため職員給料の増額をさせていただき、そして今回の給与条例の改正等を調整をさせていただきまして2節から7節の給料、職員手当、共済費、賃金で51万9,000円の減額をさせていただくものでございます。めくっていただきまして5ページをお開きください。5ページで予備費を51万9,000円増額をさせていただくものでございます。提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。質疑、討論を終結します。これより議案第13号平成23年度辰野町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第13号は、原案のとおり可決されました。日程第16、議案第14号平成23年度辰野町有線放送特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第14号平成23年度辰野町有線放送特別会計補正予算（第1号）について提案理由を説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額からそれぞれ231万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,867万3,000円とするものでございます。内容について申し上げます。6ページをご覧ください。歳入では新規加入者負担金200万円の減額でございます。告知システム新規加入者負担金を3万円から1万円にすることによる減額でございます。7ページをお願いします。繰越金については31万2,000円の減額でございます。次に8ページをご覧ください。歳出ですが総務費の内、一般管理費では給料改定に伴い給料等人件費の減

額、役務費の郵便料は告知システムの機器を配送する経費、委託料は事業費確定に伴う不用減額でございます。また使用料は有線放送施設の撤去に伴いまして発生します廃棄物の処理費用でございます。次に維持管理費でございますが、各科目とも事業費確定に伴う不用減額でございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。

○根橋（3番）

現在、旧システムから新システムに移行の準備をしているということだと思いますけれども、現段階で目標と言いますか更新ですかね、現在入っておられる方に対して更新手続きはどの程度までいっているのか、また新規についてはどの程度まで進んでいるのか、目標に対してそれぞれ何%の到達なのかをお答えいただきたいと思います。

○まちづくり政策課長

12月1日現在、昨日現在でございますけれども継続加入につきましては事業所を含めまして3,353件の内ですね2,238件、率にしまして66.7%の継続加入の申し込みがございます。それから新規につきましては予算上はですね100件を予定してましたけれども現時点では35件でございます。それで昨日からですね継続加入者につきましてはですね、職員がですね直接電話等でですね加入促進のためのですね措置と言いますか、電話戦略でもってですねPRをしているところでございます。以上です。

○議 長

よろしいですか。

○根橋（3番）

はい。

○議 長

ほかにありませんか。質疑、討論を終結します。これより議案第14号平成23年度辰野町有線放送特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第14号は、原案のとおり可決されました。日程第17、議案第15号平成23年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第15号平成23年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額にそれぞれ350万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億5,187万4,000円とするものでございます。内容につきまして6ページをご覧ください。歳入の国庫支出金でございますが、地域支援事業交付金は22年度の清算による106万5,000円の交付によるものでございます。7ページをご覧ください。繰入金でございますが、こちらは一般会計からの繰入金で給与改定等による239万円の減額。また基金繰入金は国庫支出金等過年度分の返還金に充てる278万6,000円の増額でございます。8ページをご覧ください。繰越金でございますが前年度繰越金確定による204万4,000円の増額でございます。次に歳出でございますが9ページをご覧ください。総務管理費の一般管理費でございますが、269万円の減額でございます。これは給与改定等に伴う人件費の減額でございます。介護認定審査会費は認定調査の増加に伴う臨時職員賃金30万円の増額でございます。10ページをご覧ください。基金繰入金は歳入でご説明いたしました地域支援事業交付金過年度分106万5,000円を介護給付準備基金に積み立てるものでございます。11ページをご覧ください。償還金及び還付加算金483万3,000円の増額は、平成22年度過年度給付費交付金返還金及び介護給付費国庫負担金の返還金でございます。以上、提案理由を申し上げましたのでご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議 長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第18、議案第16号辰野町公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第16号辰野町公の施設の指定管理者の指定につきまして提案理由を申し上げます。辰野町公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法の第244条の2第

6 項の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。この23年度末をもちまして指定管理期間が満了する5施設につきまして、指定管理者の指定の議決を求めるものでございまして、1つ目は辰野町ボランティアセンターについてでございます。平成18年の制度発足以来、当施設は辰野町社会福祉協議会によりましてボランティア、そして市民活動の拠点施設として団体の育成支援と意識の向上を図ってきていただきました。選定委員会にて検討の結果、指定手続等に関する条例第5条に基づきまして、設置の目的を最も効果的に達成できるものと認め選定審査会の審査を経まして、公募によらない指定管理者の候補者として社会福祉法人辰野町社会福祉協議会を選定したものでございます。指定管理料は前回と同額の年間180万3,000円で平成29年3月31日までの5箇年間再指定をしたいとすることでございます。2つ目の辰野町老人福祉センターでございますが、当施設は開設以来、管理運営を前件と同じ社会福祉協議会に委託し平成18年からは指定管理者として指定をしております。高齢者の福祉増進に努めてきていただいております。辰野町社会福祉協議会は地域福祉活動の中核機関として高い公益性を持っており利用者の要望等も把握されている中で、従前と同額の年間554万3,000円の指定管理料で指定できることを踏まえ、引き続き指定管理者とすることが適切であると判断をし、1番のボランティアセンターと同様の経過を経て、29年3月31日までの5箇年間、社会福祉法人辰野町社会福祉協議会に再指定をしたいとすることでございます。3つ目の辰野町生活支援センターでございますが、平成21年の開設以来、地域福祉施設の中の生活支援施設として当法人の持つノウハウと人的資源を持って、町からは指定管理料は支払わずに国からの補助金によりまして、特定非営利活動法人キープこども財団に指定管理を委託し運営を行ってまいりました。前件の2施設と経緯は同様でございまして特定非営利活動法人キープこども財団に29年3月31日までの5箇年間、再指定したいとすることでございます。4つ目は辰野町地域活動支援センターでございますが施設の開設時は共同作業所として町が直営で運営をし、平成19年から社会福祉法人長野県社会福祉事業団に指定管理を指定している施設でございます。当法人は長年にわたる県下の類似施設の管理運営の実績をもとに積極的に活動を展開され、評価も高く再指定が適当と認めたものでございます。指定管理料は前回と同額の年額1,218万8,000円でございまして29年3月31日までの5箇年間指定をしたいとすることでございます。5番目につきましては、しだれ栗森林公園について

でございます。平成19年から5年間の指定管理期間がここで満了することにもな
いまして前回と同様に指定管理者を公募をいたしました。申請のありましたのは現
在の指定管理者であります株式会社サンアメニティの1者のみでございました。選
定委員による申請書の評価審査を実施しましたところ有効性、効率性、適正性等前
回と同じレベルの評価を得ました。指定管理料は前回に比較して4万2,000円減額
の年額で441万円でございます。選定審査会の審査を経まして株式会社サンアメ
ニティを指定管理者の候補者として選定をし、議決を求めるものでございます。以上、
提案理由とさせていただきますが、ご審議の上、原案可決いただきますようお願い
申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第16号辰野町公の施設の指定管理者の指
定についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに
ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第16号は、原案のとおり可決されました。日程
第19、議案第17号平成23年度防災行政無線王城山中継局改修工事請負契約につ
いてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第17号平成23年度防災行政無線王城山中継局改修工事請負契約について提案
理由を説明申し上げます。平成23年度防災行政無線王城山中継局改修工事につ
きましては平成23年11月25日随意契約に付した結果、落札決定をいたしましたので請負契約
を締結するため辰野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する
条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。契約の目的は平成
23年度防災行政無線王城山中継局改修工事、契約の方法は随意契約、契約金額は
8,400万円、契約の相手方は松本市深志一丁目2番11号、株式会社、日立国際電気
長野営業所でございます。なお、随意契約に付した理由でございますが、現在の防

災行政無線導入からその後の瞬時警報システムの構築等、また保守管理を同社が行っており辰野町の防災行政無線の実態を熟知していることによります。以上、提案理由を申し上げます。内容につきましては総務課長から説明申し上げますので、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長

工事の概要を私の方から申し上げます。現在辰野町役場の親局の方から大城山の中継局に電波を送りましてそして各子局、それから移動局に電波を送っているわけですが、これがアナログ電波でございまして信越総合通信局からこちらの方のデジタル化を促されているところでございます。改修につきましてはこれからはデジタル波でないと許可が出ないという中で、中継局まで何とかデジタル波を送りたいということでその改修工事をここでお願いするものでございます。今回の工事につきましては親局の方の空中線を改修をいたしまして大城山に多重無線回線の設備でデジタル電波を送信をし、そこでもって多重回線の電波を受信、そして各子局の方にそれを送信できる設備にするものでございまして、今回の大震災をみまして電源が長期にわたり途絶えることも踏まえまして、新たに大城山に自動起動発電装置、今まではバッテリーだけでございましたが保つ時間が短いということで自動発電装置も併せてセットをさせていただく工事でございます。以上、工事の概要でございます。よろしくご審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。

○根橋（3番）

ちょっと伺いますけれども、さきほど随意契約の理由が述べられました。こういう中でちょっとお聞きしたいのはですね、この種のこの工事をできる業者と言いますか、そういったものは現在考えられるところ何社ぐらいあるのかお伺いしたいと思います。

○総務課長

防災行政無線のですね設備をできる業者は全国には大きな電機メーカーがいくつかありますが、三菱電機ですとかNECとか各メーカーはそれぞれ防災行政無線の設備を可能としております。しかし日立の日立製作所の製品の扱えるメーカーは県内ではこの業者でございまして当初、導入の時に各メーカーの選定をしていたもの

と思います。全部ですね当初から全改築ということでやれば良いわけでありまして、けれども一度にですね全部の設備を改正するとなると高額な予算が必要となりまして、改修をしていく方がほかの財政に影響を及ぼす部分が少ないだろうということで改修を部分的にやらせていただいている関係でほかのメーカーの、ほかの業者さんですとどうしても細かく連動している部分のシステムの連動、これと保守の関係で何か不都合が生じた時にどこまでが責任範囲かということが分からなくなるというようなことがございまして、担当としましてはどうしても同じメーカーのものを導入せざるを得ない状況にございます。今回ですと親局の設備、そして中継局の設備、そして子局の設備と同じメーカーのもので整備をさせていただくものでございまして、今の技術ですとほかと繋げることは可能かと思っておりますけれども、極力そういう不安を解消した中で今回の随意契約にさせていただいた経過でございます。よろしくお願いたします。

○議長

よろしいですか。

○根橋（3番）

はい。

○議長

ほかにありませんか。

○岩田（2番）

これはですね工程表が当然出ると思うんですけれども、工事完了日はいつになるのか。で、その進捗の過程の中において町側が工事の安全管理とかそういうものはどういう形で行っていくのか、定期的にやるのか。で、その責任者は誰か。

○総務課長

工程でございますが行政の契約年度はですね、3月31日までということでございます。今回の工事は金額が大きいわけですがけれどもそのFWAの送受信装置が単体で1,200万が2台というようなことで設備にかかる金額がウエイトを大きく占めております。で発注してからどのくらいかかるかまだ分かりませんので、場合によりますと来年度に繰越ということも考えられます。でもう一つクリアしなければいけないのが信越総合通信局の方への申請を出して許可が下りるまでに、大変今混雑をしているようでございまして、その許可が下りてから工事に着手ということになり

ますのでその期間が定まってから工期の方が確定しますが、契約は3月31日までということで契約を結ばせていただきたい、そんなふうに思います。よろしくお願いいたします。それから安全管理につきましては担当の係長が危機管理の係長でございますのでそちらの方が十分に監督をさせていただくことになります。以上でございます。

○岩田（2番）

工程表はじゃ、いつ提出されますか。

○総務課長

工程表につきましては今日議決をいただきますと本契約になりますので、その段階で着手届け、工程表等が一連の書類が提出されるものと思われま。以上でございます。

○議 長

ほかにありませんか。

（な し）

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第17号平成23年度防災行政無線王城山中継局改修工事請負契約についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第17号は原案のとおり可決されました。日程第20、議案第18号平成23年度平成23年9月19日から21日発生台風15号豪雨災害復旧事業羽場下井地区工事請負契約についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第18号平成23年度平成23年9月19日から21日発生台風15号豪雨災害復旧事業羽場下井地区工事請負契約について提案理由を説明申し上げます。台風15号豪雨災害復旧事業羽場下井地区工事請負契約につきましては、平成23年11月28日指名競争入札に付した結果、落札者が決定しましたので請負契約を締結したいため、辰野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によ

り議会の議決を求めるものでございます。契約の目的は平成23年度平成23年9月19日から21日発生台風15号豪雨災害復旧事業羽場下井地区工事。契約の方法は指名競争入札、契約金額は6,279万円。契約の相手方は辰野町大字樋口1787番地、松田建設株式会社でございます。なお指名競争入札は6者でございます。既に応急復旧工事が着手されているため、その際、指名した業者を今回指名したものでございます。また今回の入札における2番札は小野工業株式会社で6,300万円でございます。以上、提案理由を申し上げます。内容につきましては産業振興課長から説明申し上げますのでご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○産業振興課長

工事概要を申し上げます。木工沈床4層建て968平方メートル、魚道工1箇所、上流取水壁49.6メートル、下流祖壁46.2メートル、根継工といたしまして右岸17メートル、左岸20.45メートル、護床工といたしまして護床ブロック据付工46個、水回し管設置撤去、大型土嚢設置撤去等の工事概要であります。工期は平成24年3月31日です。以上、工事概要を申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第18号平成23年度平成23年9月19日から21日発生台風15号豪雨災害復旧事業羽場下井地区工事請負契約についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第18号は、原案のとおり可決されました。日程第21、議案第19号辰野町道路線の変更についてを議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第19号辰野町道路線の変更について提案理由を申し上げます。表をご覧ください。整理番号1は下辰野新屋敷地内の町道で天竜川まで延長を延ばし、終点を変更するものです。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださ

いますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより、議案第19号辰野町道路線の変更についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第19号は、原案のとおり可決されました。日程第22、地方自治法第180条の規定による報告事項がありますのでお聞き取り願います。報告第1号専決処分の報告について報告を求めます。

○総務課長

専決処分の報告につきまして報告をさせていただきます。地方自治法第180条の規定によりまして、町が損害賠償の責を負うものについて専決処分をさせていただきましたので報告いたします。事故の発生日は平成23年8月の26日でございます。事故の状況は財物事故でございます。事故の概要でございますが、上平出の町道2004号線におきまして道路横断溝の木製の蓋の老朽化と横断溝の損壊によりましてタイヤが溝に落ち右前輪タイヤ、それからホイール、ホイールキャップを損傷したものでございます。賠償金額は3万818円。全国町村会総合賠償保障保険にて示談となりましたので平成23年11月7日専決をさせていただきました。以上、報告をさせていただきます。

○議 長

只今報告がありましたが報告事項でありますので、特にここで聞いておきたいという点に限って質疑を行います。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。日程第23、請願・陳情についてを議題とします。請願・陳情については、あらかじめその写し及び文書表を配付してあります。ここで事務

局長に文書表を朗読いたさせます。

○議会事務局長

(文書表 朗読)

○議長

以上、請願 1 件、陳情 3 件につきましては所管の委員会へ審査を付託することにいたしました。以上で本日の日程は全部終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

1 1 . 閉会の時期

12月2日 11時 31分 散会